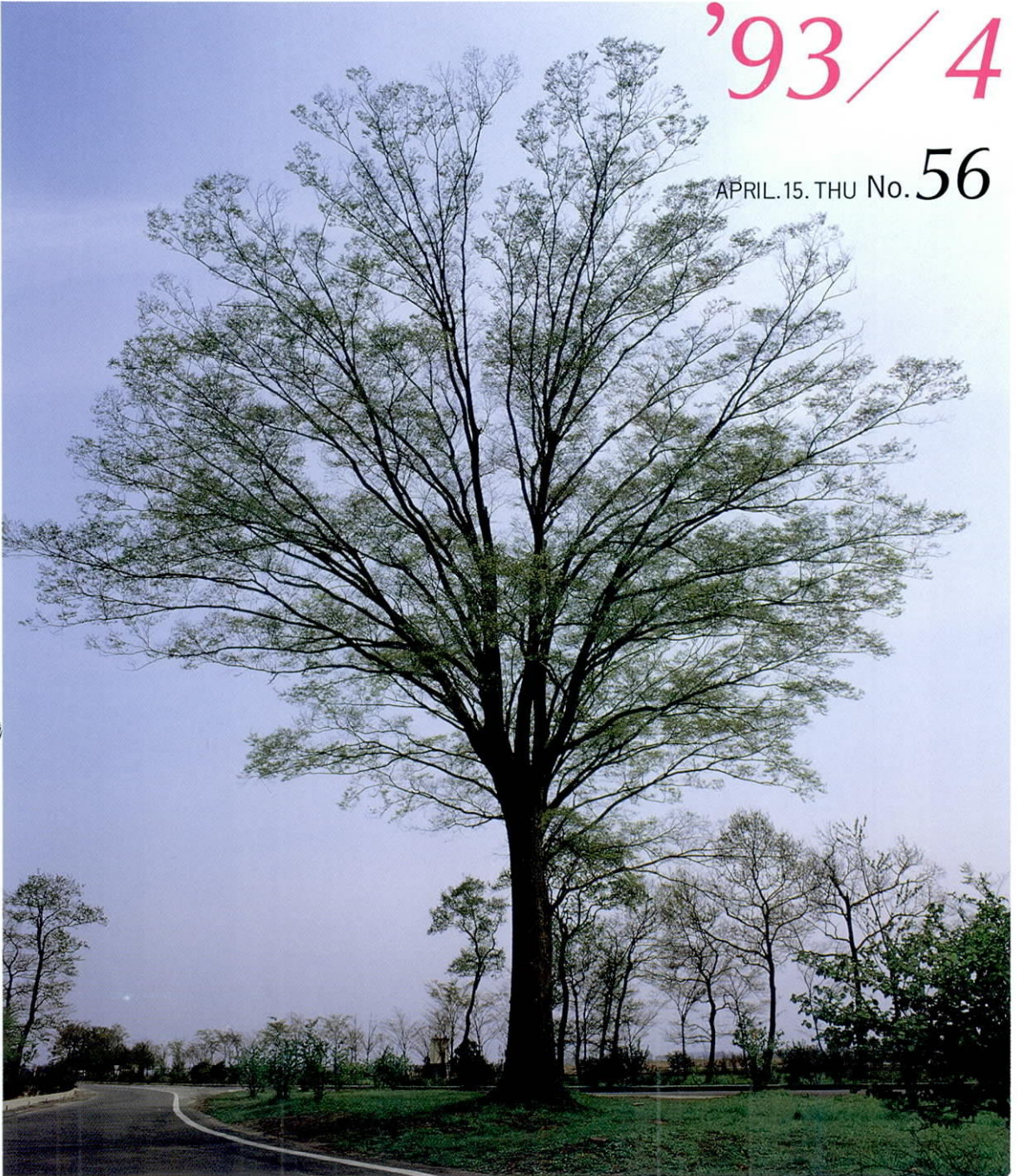


建産連ニュース

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

'93/4

APRIL.15. THU No. 56



県の木 (ケヤキ)

建産連の

SLOGAN
活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

ケヤキは、ニレ科の落葉樹で春に新しい葉とともに、うすい黄みどり色の小さな花をひらく。武蔵野の防風林を代表する樹木で、県内に古くから自生し、各地に県の天然記念物に指定されたケヤキがある。県民生活に緑の深いこの木は、昭和41年「県の木」に指定された。

(埼玉県広聴広報課提供)

◆賃金台帳作成の基本的知識	2
◆特集・行政情報	
(1) 県の平成5年度当初予算と主要施策概要	6
(2) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会の動き	12
(3) 種苗供給センター(仮称)整備事業	13
◆シリーズ特集「21世紀を展望した街づくり」その52 行田市	15
◆事業報告	
新年賀詞交換会開催	17
◆理事会・委員会報告	19
◆告知板	
(1) 県の改正行政組織について	21
(2) 国家資格取得に伴う講習等の受講上の注意(建設省)	21
◆企画シリーズ・県内文化遺産めぐり	
古寺社探訪(6)	23
◆建産連だより	
会員団体の動静	25
◆連合会日誌	29
<hr/>	
(財)物価調査会案内	14

賃金台帳作成の基本的知識

経営部門で求められる

賃金管理の重要性

賃金管理の重要性については、今更いうまでもないことであるが、基調として建設労働者不足が続いているうえ、今日労働時間の短縮もあわせて推進していかなければならないという観点からも、建設業界においては、賃金管理がますます重要となってきた。

特に、工事原価に占める労務費のウェイトが高い専門工事業では、適正な賃金管理を行うことが労働者の社会的地位の向上、ならびに、生産性向上に直結することとなり、ひいては経営の安定につながることになる。(W)

1. 労働時間短縮と賃金管理

平成3年4月1日から、建設業の従業員300人以下の中小規模の事業所においても、所定労働時間が「1週46時間に改定された。更に2年後の平成5年4月1日からは「1週44時間」となり、遠からず「1週40時間の完全週休2日制」へと移行していくこととされている。

この法定労働時間の短縮に対応するため、休日を増やしたり、1日の所定労働時間を短縮するなどの措置をとるとともに、賃金体系の見直しと労働時間を含めた雇用形態の再構築を図る必要がある。

企業規模や職種により、その取り組みは多様になるものと考えられるが、近い将来、完全週休2日制への移行は避けられないものとの見地に立って、賃金管理をはじめとする就労体制の整備を図らなければならない。

2. 正しい賃金台帳の作成

労働基準法では、賃金の支払いに関する原則を定めるとともに、すべての使用者に対し賃金台帳の作成を義務づけている。また、賃金管理が正しく行われていないと労働者の信頼を失うことになり、これによって最悪の場合は経営の危機を招くことにもなりかねない。

したがって、経営者は賃金管理の重要性を認

識し、自らも基本的な知識を持つと共に、よりの確に賃金管理が行われるような業務体制を確立する必要がある。

賃金管理は企業経営を進めていくうえでの単なるその場しのぎのテクニックとして済まされるものではない。

賃金台帳に記載する事項としては、労働日数、労働時間、休日・深夜労働時間、基本給や手当等極めて重要な事項はもとより、更には社会保険料の控除額等も法令で定められている。

いわば、労働者個人個人の就労実態の集大成であり、就労実態に基づき正しく賃金台帳が作成されているならば、労務管理・原価管理の資料としてもおおいに活用され、経営の改善にも役立てることができる。

その前提として就業規則は勿論のこと、就労管理や各種手当の支給基準等具体的な社内ルールを定めておくことが必要である。

また、総合工事業をはじめ注文者の立場にあるいわゆる元請会社は、これらの点を含め傘下の協力会社の賃金管理状況を把握し、元請の責任において指導することに努めなければならない。

3. 雇用契約と請負契約

業界では、賃金台帳すら作成されていないケ

ースがまま見受けられる。

これは事業主としての意識が欠如していることが大きな要因であるが、永年の慣行から労働者自身も雇用か請負か分からないまま作業を行う結果、雇用契約も請負契約もしないまま作業に従事している実態が生じていることも否定できない。

さらに、実態は雇用であるにもかかわらず、労務費を外注費で処理しているケースまでもある。

このようなことが、後で賃金未払についての紛争を起したり、労働災害が発生した場合、適正な労災適用がなされない等の問題となる。

したがって、出来高給制の場合でも、実態が労働者として働いている人に対しては、基本給等を定めた書面による雇用契約を結び、さらに雇入通知書によって労働条件を明示する等、明確な雇用関係を確立することが何よりも大切である。

賃金管理(賃金台帳作成)上

留意すべき事項

1. 就労状況の掌握

(1) 労働日の把握

賃金台帳に記載されている労働日数が、実労働日数を超えている場合がみられる。ひどいケースでは、賃金計算期間の暦日数をこえているものもある。

これらは歩付けで処理した総計の労働日換算によるものと、出来高給を定額給に換算する等の処理によって生じたものと思われる。

休日における労働については、割増賃金を計算する上で重要であるので、休日労働であるか否かを明確に記録しておかねばならない。

所定の休日に労働しても、その日を事前に他の曜日に休日として振替えている(振替休日制度による手続きをとった)場合は

休日労働とならないから、その日は休日割増を支払う必要はない。

(2) 実労働時間の把握

法定の所定労働時間が1週46時間から44時間に、最終的には40時間になるため事業所ごとに就業規則に明確に定め、時間管理を厳正に行う必要がある。従来は所定労働時間がそれほど論議にのぼらなかつたこともあって、賃金台帳にきちんと記入されていないこともかなり見られた。

すなわち、「1日〇〇円」の考え方で労働時間の概念がない場合や、或いは約束した1日の保障額や1カ月の賃金保障を調整するため、架空の時間外手当を計上したり、また、出来高給の場合、請負の概念で時間外労働手当を全く計上しないことがある。

労働時間は、原価管理とも直接関連するので確実に把握することが大切である。

(3) 作業日報と賃金日計表

就労の確認、労働時間、休日労働であるか否か、出来高数量、作業内容等を作業単位毎に記録し、原価管理に活用するとともに、賃金計算を適正に行うための基礎データとして、作業日報を日々作成する(様式は問わない)ことが最低条件である。

次にこの作業日報を基に、賃金日計表(個人別賃金台帳)を作成する。

2. 基本給

(1) 基本給を適正に決定する

建設業界においては、建設労働者の流動性、募集・採用の困難性等により、労働者個々のもっている作業能力を基本給に反映させることが難しい。これらの要因から、一般的には基本給を低く押える傾向があるが、それをカバーする方法として、歩付けを行ったり架空の時間外処理を行うこととなる。

しかし、基本給は賃金の根幹であり、ま

た個人の能力評価にもなるので、採用時点で無理があれば、採用後一定期間経過した後でもよいか、公正に決定することが大事である。

(2) 基本給は賃金の基本である

時間外等の割増手当を基本給に加えたり、出来高給を基本給欄に記載することによって基本給が日々変わっていることがある。

また、徐々に多能工化が進んでいく中で、作業によって基本給を変えている場合もあるが、基本給は労働者その人のベースになる賃金として把え、異質な作業を行う場合は、その作業に応じた手当を支給するなどの処理をしていくことが望ましい。

3. 諸手当

(1) 歩付けや歩増しによる処理を行ってはならない

時間外労働や特殊な作業、或いは急を要する作業に対して簡単だからと、いまだに歩付けや歩増しで対応していることがあるが、このような前近代的な処理をすることは労働基準法上のルール違反であり、正しい賃金台帳は到底作成できない。

(2) 手当の支給基準を明確に定める

手当の性格が曖昧なために、基準内の手当であるのか、基準外の手当であるのかを判然とせず、会社でルール化されていないため、手当の名称やその内容がしばしば変更されることから一貫性がなく、支給される側の労働者の不信を招くことになっている。

賃金体系は出来るだけ簡素であることが望ましいが、手当については就業規則やそれに付属する規定等によって、実態に即した名称にするとともに、支給基準を明確に定める必要がある。

4. 時間外等の割増し手当

(1) 時間外、深夜、休日の割増手当は

法定通り支払う

時間外等の割増手当を全く支払わないのは、就業管理、特に労働時間管理が行われていないことと表裏の関係にあり、これは論外としても、交替制の場合の深夜労働に対する割増しや、振替休日の処置をとらない休日労働に対して、割増手当が支払われていない場合がかなりみられる。

また、割増手当を計算するに際し、割増し計算の対象としなければならない諸手当を含めないで、基本給のみで計算している場合もある。

(2) 時間短縮に伴う割増手当の計算

従来、時間外等割増手当の計算基礎である1時間当たりの単価は、日給制の場合、賃金日額の8分の1であったが、今後は1週46時間に対応する種々の就労形態によって8分の1で処理してはいけない場合があるので留意する必要がある。

>注記< 所定労働時間が1週46時間となったことにより、日給制の場合の割増手当を算出するための1時間当たりの単価は、労働時間短縮の仕方によって違ってくる。

(例) 1週6労働日とし、1日の所定労働時間を7時間40分とする場合

$$\begin{array}{l} \text{基本日額} \\ (\text{基本給} + \text{割増の} \\ \text{対象となる手当}) \end{array} \times \frac{1}{7 \text{時間}40 \text{分}}$$

なお、日々雇入れる者に対しては、従来通り1日の所定労働時間(通常8時間)が母数となる。

5. 出来高給

(1) 出来高給は賃金台帳の出来高給欄に記載する

出来高給のうち、基本給相当額を基本給欄に、残余の諸手当(例えば能率手当)で調整している場合があるが、手当の性格が曖昧になることはもとより、所定労働時間に対応した賃金としての意味も不明確にな

る。

(2) 時間外等の労働に対しては割増手当を支払わねばならない

出来高給すなわち請負という考え方から時間外、深夜、休日等に対する割増給が支払われていない場合がある。出来高給制であっても雇用関係のもとで支払われる賃金である以上、時間外等の割増手当は支払わなければならない。

ただし、実労働時間に対する賃金は出来高給に含まれるので、時間外手当は割増分（出来高÷実労働時間×0.25×時間外労働時間数）のみを計上すればよい。

また、割増給を支払っていても、出来高から逆算して割増給を計算することは望ましくない。

(3) 出来高給の労務費管理

出来高給の賃金管理に種々の問題があるのは、請負の概念が払拭できないことと、単価設定の段階で時間外労働等として支払う予算を加味していないためと思われる。

単価設定に際しては、工程、標準作業量等を十分検討した上、必要ならば割増手当分も考慮しておくことが大事である。

(4) 団体出来高給の処理、配分を適切に行う

団体出来高給を一括してリーダーに支払ったり、計算根拠が不明確なまま配分するとトラブルの原因となる。出来高給であっても個人の基本給を定め、配分の計算根拠とすることなども必要である。

(5) 募集費、器具・工具代等は賃金ではない

募集費、器具・工具代、損料等は労働の対価すなわち賃金ではない。定額給の場合でも募集費がリーダーの賃金に入っている場合があるが、専門技能職としての一定の工具を除き、賃金とは別に経費として分けて支払わなければならない。

募集費等が契約単価の中に入り、しかも

実態が請負ならば明確な請負契約を締結すべきである。

6. 賞与等臨時に支払われる賃金

年末の餅代等、賞与が比較的少額である場合、また、報償金のように臨時に支払われるものは、恩恵的に給付してやるとの意識から賃金であるにもかかわらず、賃金としての認識が低い。

これら臨時に支払われるものも労働の対価となっていないかどうかを確認し、賃金管理上賃金かどうかを明かにし、賃金であることが明らかならば賃金台帳にきちんと記載しなければならない。

7. 実物給与

食事の供与或いは社宅供与等についても、一定の要件を満たせば賃金となる。賃金となる部分については、会社経費ではないので、賃金として賃金台帳に記入する等により適切に処理する必要がある。

(出所・正しい賃金台帳作成マニュアル)



県の平成5年度当初予算

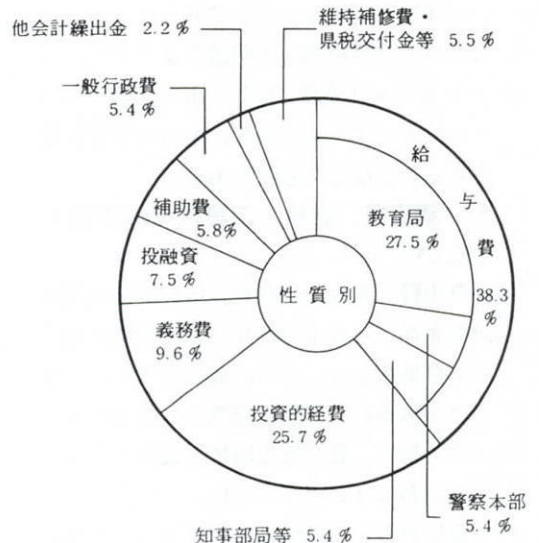
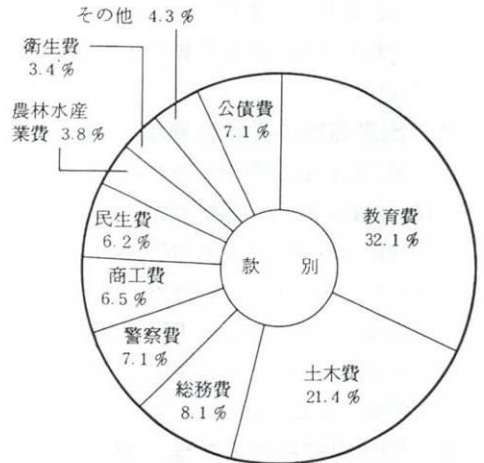
並びに主要施策の概要

県の平成5年度当初予算の規模は、一般会計1兆3,800万円（対前年度当初比伸び率5.9%）、特別会計（下水道事業のほか13会計）2,939億4,098万7千円（同0.9%）、公営企業会計（水道用水供給事業のほか5事業会計）1,715億3,665万5千円（同13.9%）で、その合計額は1兆9,656億1,564万2千円で、この伸び率は5.8%である。バブル経済崩壊後の景気後退で県税収入が大きく落ち込むなど苦しい財政事情の中で「できる限りの積極予算を編成した」（土屋知事）と努力のほどを述べている。（W）

一般会計における投資的経費は、合計額で3,848億2,330万5千円、歳出全予算における構成比は25.7%（前年度は25.3%）、伸び率は7.3%の増である。

この内訳は、国庫補助事業1,440億4,718万8千円で、伸び率は1.3%、直轄負担金は348億7,886万3千円で、同1.1%減、県費単独事業は2,058億9,725万4千円で、同13.6%増となっており、単独事業の伸びが大きいのに注目される。このことについて土屋知事は、「豊かさを実感できる県民生活の実現を図るため、公共事業の確保や県単独事業の拡充により、道路、街路、下水道などの生活基盤の整備を積極的に推進するほか、県営住宅の供給に努めるとともに、中堅所得者向けの良質な賃貸住宅の供給を促進するなど住宅対策の充実に努めた」と、この間の事情説明を行っている。

次に、建設関連業界で特に関係深い部局の予算（一般会計分）をみると、土木部は2,131億4,499万6千円で、伸び率は8.6%増、住宅都市部は1,377億4,076万1千円で、同じく11.1%の増、農林部のうち林務課では102億8,188万6千円の9.9%増、耕地課が231億729万7千円で3.0%の増、教育局のうち建設事業を所掌の財務課では4,153億4,501万5千円の2.3%増などである。



主な施策の概要

県が平成5年度予算編成に当たって掲げた6つの主要課題を柱にして盛った主な施策内容をまとめてみた(文中カッコ内数字は当該予算の概括額である。)

1. さわやかで安心して暮らせる環境づくり

地球環境の保全を視野に入れ、施策を総合的、体系的に進めていくための「環境マスタープラン」の策定に着手するとともに、国の環境基本法の制定状況を踏まえつつ、県としても環境行政の憲法ともいえるべき「環境基本条例」制定の検討を進めているとしたうえ、次の諸施策をあげている。

(1) 快適な環境を創造するため既設の環境保全基金を統合し、新たに「さいたま環境創造基金」を創設(新規積立11億円計上)、見沼田圃等の保全に資する。

(2) 大気汚染防止対策として電気自動車を一括購入(58台、1億5,200万円計上)、市町村に提供モニターとして利用を図る。

(3) 「ふるさと埼玉の緑を守る条例」を活用、指定地について買取り請求に応じ、市町村と連携して公有地化を図る。

(4) 廃棄物対策として廃棄物処理施設整備に対する補助制度を抜本的見直しを行い、リサイクル等環境対策に配慮した施設への重点的補助を行うとともに、一般廃棄物の減量化、再資源化、産業廃棄物の排出抑制や再資源化に取り組む(8億5,800万円計上)。なお手始めに県庁内に古紙回収箱の設置や建築工事に伴う熱帯材型枠の転換調査を実施する。

(5) 交通安全対策として各種交通安全施設の整備を行う(207億5,100万円計上)

(6) 防災対策として市町村消防防火体制の充実(2億2,500万円計上)、治山、治水対策として河川改修、砂防・治山事業の推進(666億円計上)

2. 新しい発展と豊かな生活を支える基盤づくり

良好な環境を備えた生活空間の創造を図り、21世紀に向けたまちづくりの総合的な行政を推進するため、「埼玉県都市基本計画」を策定するとともに、都市計画法の改正に伴い、「新用途地域制度の見直し」をはじめとした都市計画基礎調査を実施するとしたうえ、次の諸施策をあげている。

(1) 「さいたま新都心」整備については、中枢都市圏としてふさわしい都市機能を集積した公共性の高い、21世紀の埼玉を代表する魅力ある都心づくりを進める。そのための基盤となる街路、下水道等の建設を推進する(189億

コンクリート構造物型枠用合板に対する省資源化策(調査)

営繕課及び設備課は、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境保全の必要性への認識が高まる中、熱帯林の減少や建設廃棄物の増大が大きな問題となっていることにかんがみ、熱帯材材によるコンクリート型枠合板などの使用量の抑制及び廃棄物の再利用による省資源化に取り組むこととした。

このため同課では、型枠材の使用量、熱帯材以外の型枠材によるコンクリートとの適合性等及び建設廃棄物の発生形態の現状把握と伴う課題についての実態調査を行い、今後の工事執行にどのように反映できるかの方策の検討を平成5年度単年度事業で実施する。

具体的に次の項目を掲げている。

(1) 熱帯材の使用量及び針葉樹等の型枠を用いたモデル工事の試験施工による適合性や経済性の実態調査

(2) 建設廃棄物の発生量やその処理方法及びリサイクル施設の立地状況等の実態調査

(3) 上記の調査結果から現状及び問題点を把握して、今後の方策等の検討を行う。

7,900万円計上)

(2) 鉄道網の整備・県内公共交通網の整備の基本方向づけの検討を行う。地下鉄7号線及び常磐新線の建設促進、既設の鉄道については輸送力の増強と列車の増発、増結による利便性の向上の促進を図る。

(3) 道路交通網の整備・第11次5カ年計画と整合を図りながら、県内主要都市を1時間で結ぶ「県内1時間構想」の実現へ向け、いわゆる

時間の読める道路網の整備の推進(道路公団・公社出資金を含め1,030億3,600万円計上)。

(4) 公園・緑地の整備、既設公園の整備充実(116億7,900万円計上)とともに公共事業等により大量発生する建設残土を利用、「緑の丘公園」の整備についての調査を進める。

(5) 下水道の整備・7流域下水道の処理区域の拡大に重点を置き積極的に推進する(37億3,800万円計上)、また、都市下水路も継続実

「県内1時間道路構想」について

県は、県内主要都市を1時間で結ぶ「県内1時間構想」を実現するため、平成5年度においてワンアワーロードネットワークプラン策定調査を進める。

道路整備の目標

1. 県内どこからでも1時間で、例えば主要都市内の目的地に到達できるような道路網の整備
2. 各市町村から最寄りの高速道路インターチェンジまでを30分で結ぶ道路網の整備

具体的には

1. 格子状の高速道路ネットワークの拡充強化
2. 地域高規格幹線道路の導入、整備
3. 高速道路インターチェンジへのアクセス道路の整備促進
4. 国道や基幹となる県道のバイパス整備等による4車線化
5. 東西方向道路の整備推進等を進める必要がある。

調査の趣旨としては

これらの道路整備には、膨大な事業費と長期間を要するため、計画的、効率的な道路整備計画が重要であり、それらを踏まえ、段階的な整備効果(例えば、5年後、10年後にどのように時間短縮が図れるか)を明らかにする。

埼玉県幹線道路網整備計画



施して整備を図る（18億7,100万円計上）

(6) 住宅対策・公共住宅の供給拡大とともに、良好な民間住宅の供給体制の充実（資金融資を含め130億1,900万円計上）。県営住宅は新規700戸の中高層住宅を建設（初年次分42億6,400万円計上）するほか継続施工の1,269戸の促進を図る（110億4,400万円を計上）。また、市街化区域内農地の宅地化にあたり農地所有者等を対象に、良好な市街地住宅供給に向け助成（3億5,200万円計上）その促進を図る。

3. ゆきとどいた福祉と健康でしあわせな社会づくり

県民一人ひとりが、家族や地域社会とのつながりを持ちながら、健康で生きがいのある豊かな生活を送れるよう、きめ細かなサービスの提供を行い、心のふれあいを重視した福祉の充実に務めるとしたうえ、次の施策をあけている。

(1) 健康づくりの推進・県民健康福祉村に健康づくりの拠点として「ヘルシー館(仮称)」の建設を予定、その実施設計等に着手するほか川口保健所の改築を計画、その調査設計に当たるほか、エイズの予防に向けて検査体制の整備と啓発活動に取り組む。

(2) 医療体制の整備、障害者福祉対策を引き続き推進する一方、深刻化する看護婦不足に対処するため、民間立看護婦養成所の施設整備及び運営に対する助成の大幅な拡充（7億7,800万円を計上）、教育体制の充実と養成品の強化を図る。なお、県立の看護・福祉系大学の設置について調査を進める。

4. いきいきと個性をはぐくむ人づくり

21世紀を担う青少年を、広い視野と郷土愛をもち、日本人としての自覚を持って国際社会の中であって活躍し、貢献できる創造性の心豊かな人材として養成することは行政に課せられた重大な責務としたうえ、次の施策等をあげている。

(1) 高等学校においては、40人学級とする学

「緑の丘公園(仮称)」整備(調査)

これは公園緑地課が推進する事業で、大量に発生する建設残土を活用し大規模公園を築造しようとするもので、平成5年度においてその整備手法の調査を行うものである。

年間発生量推計84万㎡といわれる建設発生土を築山を含む都市公園整備に活用するというユニークな発想によるもので、残土の適正な処分と併せまさに一石二鳥の効果を生むものとして大いに期待される。

級編成の弾力化を図り、生徒の個性を生かし、多様なニーズや進路に応じた教育を行う。また、職業高校等の学科再編や普通高校におけるコースの設置を進めるとともに、専攻科を設置し、高度の知識や技術を身につけた人材の育成を図っていく。国際理解教育を一層推進するため、外国青年の招致や高校生海外セミナーを実施する。

(2) 高等学校の施設整備・平成5年度、6年度に実施する職業高校等の学科再編に伴う実習棟や特別教室棟の建設（17校24億6,900万円計上）、老朽化した実験実習棟の全面改築（3校14億8,600万円計上）を進めるほか、運動部室や体育館、プール、グラウンド等（12校27億6,500万円計上）の整備等を行う。

(3) 特殊教育諸学校についても、引き続きプールの整備、校舎改修、食堂空調設備整備等（14校12億3,300万円計上）を実施し、教育環境の一層の改善を図っていく。

(4) 私立学校については、自主性、主体性を尊重しながら助成の充実強化を図っていく（281億5,500万円計上）。また授業料の軽減に向け新たに幼稚園を加え高校、専修学校を対象に助成を行う（12億2,400万円計上）。

(5) 生涯学習推進対策としては、生涯学習県民講座や大学、高校の開放講座を充実する。一方、青少年健全育成を進める施策として「青少

年育成県民運動」の地域ぐるみの展開や「埼玉国際青年のつどい」を開催するなどして国際化の進展に対応した青年の育成を進めていく。

5. 創造性に満ちた活力ある産業社会づくり

技術革新や情報化、国際化などの急速な進展とともに、景気低迷による厳しい環境の中で、本県商工業が経営基盤を確立し、創造性や独自性を発揮できるよう、活力ある産業の振興、育成に努めていくとしたうえ、次の施策等をあげている。

(1) 商・工業の振興策と相俟って、川越市及び春日部市に整備する「地域産業文化センター（仮称）」などの産業振興拠点づくりの具体化やテクノグリーン構想の一層の推進を図る。首都圏中央連絡自動車道の沿線に、研究機関を核とし、住居や商業などの機能を備えた複合型団地「むさしの研究の郷（仮称）」を整備するための基本構想の策定、調査を進める。

(2) 金融対策としては、景気の低迷により深刻な影響を受けている県内中小企業の経営の安定を図るため、経営安定資金（831億8,400万円を計上）を継続するとともに、新たに国との協調による緊急経営支援資金により合わせて300億円の不況対策融資を行うほか、事業資金や無担保無保証人資金（106億円を計上）などの各種融資枠の充実を図った。

(3) 農林業対策では、安全で新鮮な生鮮食料を安定的に供給するとともに、水資源の涵養や緑地空間の提供等多面的な機能を維持しながら、自立性の高い活力ある農業の確立と豊かな農山村の形成を図るため、諸施策を展開するとして、次の施策をあげた。

地域農業の振興、その担い手の育成にはそれぞれモデル事業にて取り組んでいく一方、農業基盤の整備にはほ場整備（56億6,300万円を計上）、また農道、用排水施設整備（114億4,800万円を計上）を進めていく。生鮮食料等の生産振興については、主に畑作経営の安定と向上を

図るとともに、大幅な生産性向上を目指す「大規模農場モデル実証事業」を実施、低コスト化のため農業機械等の地域間相互利用を促進する。

(4) 農産物の安定的な供給を図るため、卸売市場の近代化や流通の合理化を推進するとともに生産県、大消費県でもある本県にふさわしい全国的規模の流通拠点「中核卸売市場」を整備する基本計画の策定を進めている。

(5) 林業の振興については、造林や間伐の促進（12億6,100万円を計上）、林道の整備（開設36路線、改良130ヶ所36億1,300万円を計上）とともに林業従事者の育成確保対策を総合的に推進していく。

(6) 雇用の安定と福祉の向上を図るため総合的な施策の展開を図る。特に中小企業の人材確保対策として中途採用のための求人情報紙の発行や合同求人選考会の開催を行うとともに高齢者雇用の促進のため県内商工団体に働きかけを行う。

(7) 勤労者福祉の向上については、新たに県内各地域に「労働時間短縮推進会議」を設置し、時短に向けて機運の醸成を図る。

6. 自治と文化・世界と結ぶくにづくり

県民に対して開かれた県政を推進するためには、県政の現状や課題についての情報を県民に公開し、県民の声を県政に反映させることが必要として、次の施策等をあげている。

(1) 広報活動・県民だよりの発行やテレビ、ラジオ、新聞等各種広報媒体を活用、積極的に県政情報を県民に提供するほか、世論調査等を行って諸情勢の把握を行う。

(2) 県のイメージアップ推進策として、埼玉の統一イメージを形成するため県の愛称「彩の国」を表現できるデザイン・システムを確立するとともに、「彩の国」をキーワードとして本県の魅力や特徴を広く県内外にアピールし、親しみと愛着を高め、良好なイメージ形成していく。

(3) 文化振興策の展開、埼玉文化を発信する

ため「彩の国文化懇話会」を設置し、広い視野から提言を受けていく。一方、県民の文化活動を促進するため県民芸術劇場（仮称）の建設（継続終年次分98億300万円を計上）を進めるとともに「仮称・近代文化館」の基本設計に着手（9,200万円を計上）するほか、仮称・芸術文化振興財団を設立し、芸術文化の振興を図っていく。このほか、埋蔵文化財の復元整備や新たに「仮称・近世開拓史資料館」設置のための基本構想の策定をする。

(4) スポーツ・レクリエーションの振興、国際社会への対応は、それぞれの分野で交流を図るなどの活動を支援していく。

人に優しい建築物整備事業

— 条例化を検討 —

本県では、「障害者等の住みよいまちづくり」を策定し、県有施設の整備改善や生活環境改善のため、県民が安全で快適に暮らせるまちづくりの推進に努めてきたが、民間の施設を含め十分な整備水準が確保されているとはいえない現状にある。今後高齢化の進展や社会環境の変化に伴って、福祉のまちづくり施策の新たな展開が求められている。

かかる諸情勢を踏まえ、県は、平成5～6年度にかけ、高齢者、障害者を始め全ての人びとが、安全で快適な都市生活を送ることができるよう公共性の高い建築物の在り方を中心に、福祉社会における建築基準を整備することを目的に検討委員会を設置し、福祉指針の運用調査及び条例化へ向け検討を行うこととした。

その結果によって平成7年度に条例の制定、施行と同時に「福祉型総合設計制度」を設け、その許可基準を検討したうえ実施に移す方針を明かにしている。

県立近代文学館（仮称）設置事業

県教育局は、県民文化活動の中核施設として「近代文学館（仮称）」の設置を計画、平成4年度に設置基本計画（（仮）桶川市民ホールとの複合）を策定、平成5年度から具体化へ向け地質調査、基本設計及び資料収集等に着手する。

この近代文学館は、①文学を通じて、埼玉文化を創造する生涯学習の場とする。②県民の文学活動（創作・鑑賞・研究）を振興し、明日の文学者を育成する場とする。③埼玉の文化的遺産を発展的に継承する場とする——を設置の基本理念とし、これに基づき①文学活動の拠点機能を重点に、博物館機能と文学図書館の機能を併せ持つ社会教育施設とすると謳っている。

同館が行う事業としては、

- ① 講演会、研究発表会、討論会、各種文学講座、他の芸術分野との交流等の文学振興事業
- ② 埼玉県のゆかりの深い文学者の作品や文学関係資料の収集、保存、閲覧事業
- ③ 常設展示、特別展示等の展示事業
- ④ 定期刊行物、館報等の刊行事業、文学研究、文学活動に関する調査・相談、文学活動に対する施設提供の事業をあげている。

建設予定地は、桶川市若宮1丁目地内と同じく建設予定の桶川市民ホールとの複合施設として建設する。敷地面積は4,500㎡

主な施設

研究・研修室、会議室、講堂、常設展示室、企画展示室、資料・作業室、図書・閲覧室、学習室、館長室、事務室及び駐車場等

建設計画

平成5年度に地質調査、複合化基本設計

平成6年度に実施設計、展示設計

平成7～8年度に建設工事を進め平成8年度の開館を目指す。

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会

第一回 専門委員会開く

1月29日、建産連会館1階特別会議室において埼玉県建設生産システム合理化推進協議会第1回専門委員会を開催し、専門委員会開催の経緯の説明並びに検討課題について協議した。

まず、事務局より、地方の建設生産システム合理化推進協議会の設立状況について説明した。説明に立った全国建産連の小野事務局長は、現在16府県で設立をみており、主として「時短対策」に取り組んでいるが、中には契約問題、労働安全対策を併せて取り組んでいることを明かにした。また、中央の建設生産システム合理化推進会議の動きについて(財)建設業振興基金構造改善一部の中川調査役は、平成4年2月、建設業における4週6休制推進の申し合わせを踏まえ、現在その対応状況について調査を実施、近くその結果が明かにされるとしたうえで、平成4年度に2つのテーマ(①建設技能労働者の確保・育成、②契約締結の適正化)を設定し、これらの問題についてアンケート調査を実施した。なお、①については、今年度中に具体的取り組み方が絞り込まれる予定であり、②については9月に契約適正化専門委員会を設置し、10月のアンケート調査を基に「契約締結に至るまでの適正な手順等に関する指針」(素案)を検討中で、3月4日開催予定の協議会に報告し、承認されれば指針として正式に発表の運びとなることなどが明かにされた。

以上の説明のあと、①指針が出た場合、ゼネコンへの強制力を持つか、また官民同調した協力体制が整うのであろうか。②資材業者と工事業者の関係改善にも働きかけを願いたい—など質疑を交え要望意見が出た。

これに対し、指針自体には法的強制力を持つ



ものではないが、指針そのものは業界が共同歩調を取るべき方向への導き、また、自ら進んで対応していくという意識改革を促すことが目的であり、そうなることが重要な狙いでもあるとの所見があった。

最後に、斎藤建産連会長より、専門委員会の検討事項については、「リーダーを決めていただいて検討を進められることが望ましい」との意見があり、座長一任のもとで決定することで合意、専門委員会々長に川田孝委員(株)島村工業取締役労務安全部長)が指名を受け、全員これを了承して第1回の専門委員会を閉じた。

第2回目の専門委員会開く

3月16日、第2回の専門委員会を開催し、労働時間短縮並びに適正な契約推進の2つを組上に、今後この与えられた課題にどのような方策で討議を進めていくかのいわゆる『目安』をたてるための意見交換を行った。その結果を踏まえ次回(4月12日)から本格討議を行うことにして散会した。

種苗供給センター(仮称) 整備事業

—— 県農林部 ——

この事業は、本県の試験研究機関において育成した新品種や健全で優良な種苗を効率的に生産し、速かにその普及を図ることによって、生産の飛躍的向上や消費者ニーズに即応した特産地の育成に資することを目的としている。

事業を推進する農林部では、平成4年度に5.6haの用地造成(ほ場2.0ha、施設敷地3.6ha)に着手しており、本年度から諸施設の建設に本格着工の計画である。

事業内容

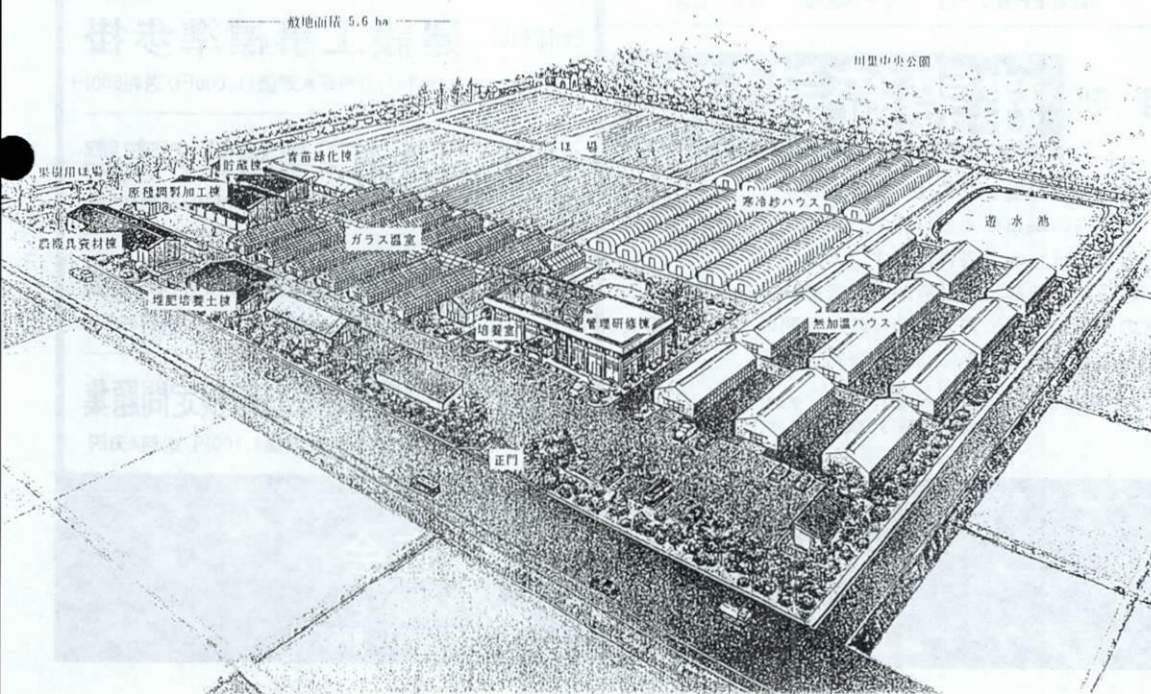
- (1) 設置場所、北埼玉郡川里村大字関新田
- (2) 整備規模、約16ha
- (3) 事業年度 平成4年度～7年度(平成8

年度稼働、一部平成6年)

(4) 供給種苗

- ①主要農作物種子法に基づき県が確保する原種(稲、麦、大豆)
- ②県が育成した新品種の種苗(野菜、花き、果樹、茶、緑花木等)
- ③組織培養によって育成したウイルスフリー苗(いちご、さつまいも、ぶどう、こんにゃく等)
- ④弱毒ウイルスを接種した苗(きゅうり、ゆず等)
- ⑤県が開発した大量増殖技術により生産する苗(べにかなめもち、はなみずき、つつじ類、

埼玉県種苗供給センター(仮称)完成予想図



けやき等)

⑥農業生産団体等から増殖委託された種苗
(野菜・花き等)

平成5年度事業の概要

(1) 施設整備

管理研修棟・機械棟、園芸用施設1期(ガラス温室、無加温ハウス等)、共用施設(農器具資材棟、堆肥培養土棟等)の建設及びは場の土づくり

(2) 体制整備

平成6年度の一部業務開始に向けてのセン

ター運営体制を確立する。

平成5年度予算額

14億3,614万円(うち施設整備費14億2,575万8千円)

なお、6年度以降の整備計画によると、平成6年度には園芸用施設2期(隔離ベツ網室、無加温ハウス等)及び農産施設(原種調整加工棟、貯蔵棟等)の整備を行う。平成7年度には園芸用施設3期(無加温ハウス等)及び外構工事等の整備が計画にのぼっている。

定期刊行物

月刊

建設物価

●積算・調達・労務・管理担当者の必携資料

資材の調達・購入・審査や、工事の積算・施工・予定価格の算定などに欠くことのできない有益な資料として、各官公庁はもとより建設業界、民間企業において最も信頼をうけ、広く購読利用されています。

■B5判/約840頁 定価3,300円/〒別
※年間購読料33,360円/〒共
(臨時増刊号年2回・ニュース速報月3回サービス)

月刊

建設統計月報

●建設市場の動きをすばやくキャッチ

建設省の編集による月報で、調査統計の結果を取りまとめた唯一の公表資料です。

建設関連統計、統計解説、建設経済分析研究報告などの記事も掲載。官公庁の行政、民間の事業経営の実務の重責を担う方々に必須の資料。

■B5判/約220頁 定価1,150円/〒別
※年間購読料13,200円/〒共

専門図書

※定価はすべて税込みです。

新刊 土木工事の仕組みと手順
■B5判/470頁 ●定価4,800円/送料450円

新刊 トンネルの施工と積算
■B5判/470頁 ●定価5,900円/送料360円

新刊 建築企画のフロンティア
■A5判/430頁 ●定価5,600円/送料450円

改訂29版 建設工事標準歩掛
■B5判/1,000頁 ●定価11,000円/送料600円

改訂2版 下水道工事積算の実際
■B5判/410頁 ●定価4,700円/送料400円

平成5年度版 建設機械施工技術の基礎知識
■B5判/500頁 ●定価6,000円/送料450円

平成5年度版 建設機械施工技術検定問題集
■B5判/540頁 ●定価4,100円/送料450円

●お申し込み・お問い合わせは下記へ●

財団法人 建設物価調査会

〒103 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 (フジスタービル)
電話 (03) 3663-8761代 FAX (03) 3663 8768



「水と緑の快適創造都市」を 目指して

行田市長 山口 治郎

はじめに

行田市は、面積61.55㎢、人口84,401人(平成5年2月1日現在)、県北東部に位置し、利根川と荒川に挟まれた、葡萄の房の形状をした肥沃な沖積地であります。そのため、農業が伝統的な基幹産業の一つとして、古くから良質の米を産する穀倉地帯でもあります。

また、江戸時代からの伝統産業である足袋は、「足袋の行田か、行田の足袋か」と囃され、最盛期には全国シェアの80%を占め、まさに生産高全国第1位の「足袋の行田」でありました。現在、主力産業は足袋から繊維・被服産業に変わりましたが、依然として生産高日本一を誇っています。その一方で、工業団地の造成も推進しており、電気機器等先端技術産業も主力産業の一つとなるなど、産業構造は少しずつ変化しています。

また、埼玉県名発祥の地でもある行田市には、

国宝「金錯銘鉄剣」が出土した稲荷山古墳をはじめとする「さきたま古墳群」や、石田三成の水攻めにも落城しなかったことから「浮き城」の異名を持つ「忍城」など、歴史・文化遺産が多数保存されています。

21世紀を目前に控え、近代産業都市を目指す一方で、歴史・文化都市として自

然を活かしたまちづくりを進めるために第3次行田市総合振興計画「未来計画21」を平成3年3月に策定いたしました。

「未来計画21」

本計画は、平成12年度を目標年次とし、市の将来目標と施策の大綱を示したものです。そして、本市の目指す将来像は、恵まれた自然と輝かしい歴史を基礎として、より豊かな行田を次代へつないでいくため「水と緑の快適創造都市」と致しました。

そしてこれを実現するため、次の5つの主要目標を掲げております。

1. 快適で住みよいまちをつくる。

すべての市民が、等しく健康で文化的な生活が営めるよう安全で、快適な都市・生活基盤の整備を進めます。古代蓮の保存と併せ、自然の植生を生かした公園整備を行う「古代蓮の里整



見事再建の「忍城」の偉観

備事業」や城下町の景観を再現した「忍城址整備事業」など水と緑の町に相応しいまちづくりを推進しています。

2. 健康で幸せなまちをつくる

高齢化社会の進展と、人生80年時代の到来に対応して、すべての市民が心身ともに健康でいきいきとした地域社会を実現し、差別と偏見のない明るいまちづくりに取り組みます。

3. 個性を伸ばす教育と、文化を育てるまちをつくる

すべての市民が、それぞれに合った内容、手段、方法で、生涯にわたって学習ができる環境づくりを進めます。健康維持と体力増進への市民ニーズに応えるため、「行田市総合体育館(仮称)建設事業」を推進しています。また、21世紀への活力あるまちづくりのために、テクノロジー推進構想に基づき理工系大学等の高等教育機関の誘致に取り組みます。

4. 産業を振興し、豊かなまちをつくる

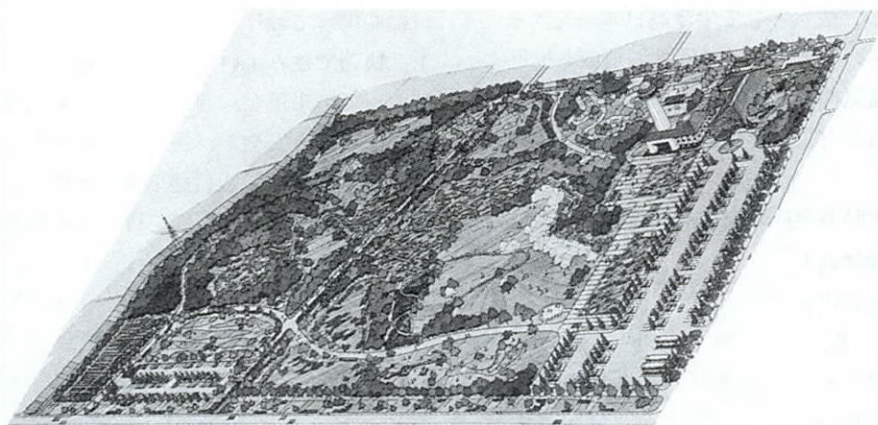
生産性の高い農業の振興と魅力的な商店街の形成や工業の高度化を図り、活力のあるまちづくりを進めます。また、観光拠点の整備を進めるとともに、市内の各観光拠点を緑道等でネットワーク化する「水と緑のアメニティタウン構想」を推進します。

5. みんなで手をつなぐまちづくり

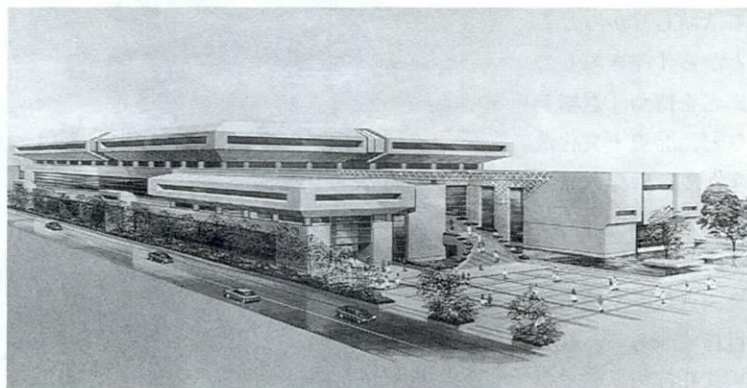
コミュニティは市民にとってまちづくりに主体的に参画できる最も身近な空間であるため、心の触れ合うコミュニティ施設の充実を図るとともに、みんなで助け合う心豊かなまちづくりを目指します。

おわりに

以上が未来計画21の概要であります。紙面の都合で全ては紹介できませんが、21世紀に向けてのステップアップとなるよう、全力で取り組んでいきたいと思ひます。



「古代蓮の里」
◀整備基本計画図



▶行田市総合体育館(仮称)
完成予想図

事業報告

平成5年 新年賀詞交換会開く

年頭恒例の新年賀詞交換会は、例年のとおり建産連会員30団体の合同で1月8日午後3時から建産連会館センター大ホールにおいて開催され、土屋義彦埼玉県知事をはじめ、政官界多数を来賓として迎え、総勢400余名が参集、さしもの大ホールも溢れるばかりの盛況で、折からの不況を払拭するが如く盛會を極めた。

開會冒頭、主催者団体を代表して挨拶に立つ斎藤建産連会長は、はじめに皇太子妃内定の報を新しい年の門出における朗報と慶祝の意を表したあと、昨年を回顧、この一年は国の内外ともに大きく揺れ、政治、経済ともに体制の変化が地球を駆け巡った。我が国においてはバブル経済の崩壊が尾を引き景気は低迷、不況色は長期化の様相にあることに憂慮を示し、政府をはじめ各地方公共団体の景気対策としての公共事業予算執行の促進と、平成5年度予算の拡大に積極的な取り組みを要望する一方、人材の確保、育成、生産性の向上、安全確保等一連の構造改善策の推進が喫緊の課題としたうえ、業界倫理の確立をも訴え、これには建産連が一体となって努力の必要性を強調、年頭に当たっての決意表明を行った。

続いて、土屋知事（代理・中村副知事）、玉田共瑞県議会議長、国会議員（代表・松永光衆議院議員）、伴襄建設省建設経済局長（代理・福富光彦建設業課長補佐）、地元浦和市の相川宗一市長と相次いで祝辞に立たれたが、ともに現下の不況打開を前面に真剣に景気対策に取り組む姿勢を明かにしたうえ、建設産業界がその先導的役割を担うものとして期待され、かつ激励の言葉が寄せられた。

続いて祝宴に移り、石田真一県土木部長の乾杯の音頭で開宴、相互交礼、歓談が相次ぎ、最

後に金子正義県住宅都市部長の締めめの言葉によって、年の門出を祝う行事の幕を閉じた。



冒頭挨拶に立つ斎藤建産連会長



土屋知事のメッセージを披露の中村副知事



祝 辞

建設省建設経済局長 伴 襄



新年を迎え、謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様におかれましては、平素より建設行政の推進に多大なる御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、世界有数の経済大国へと成長いたしました。国民や社会のニーズの多様化、高度化は著しく、住宅・社会資本の整備水準との間に大きなギャップを生じております。一方、現下の景気の低迷の中で公共投資への期待は一層強まってきております。

建設省といたしましては、生活大国5か年計画に基づき、住宅・社会資本の整備を強力に推進し、国民が豊かさを実感できる生活大国づくりのために、全力を挙げて取り組むとともに、総合経済対策を着実に実施し、景気の早期回復を図るべく努めていくところであります。また、平成5年度予算につきましては、生活関連重点化枠、財政投融资資金の積極的活用等により、公共事業予算の確保・拡大を図ったところであり、税制改正につきましては、住宅の買換えの促進や道路整備のための財源確保など多角的視野から、一層の充実を図ることとしています。

さて、建設業は、我が国の基幹産業として重要な役割を果たしており、「生活大国」の実現のため多大な貢献をしているところであります。一方では、労働者不足を始め、建設市場の国際化の進展への対応など様々な課題を抱えております。これらに的確に対応するためには、官民一体となって産業構造の改善に積極的に取り組むことが必要であります。

このような状況の中で、建産連は、建設産業全体の緊密なる連絡協調体制を確立する趣旨の

下、総合工事業者団体、専門工事業者団体、資材業者等が参加した横断的組織であり、効率的な建設生産の仕組みづくり等活発な活動を展開していただいているところでございます。

建設省におきましても、建設産業の健全な発展を促進するため、昨年3月に策定した「第2次構造改善推進プログラム」に基づき、雇用労働条件の改善と人材の確保・育成、建設生産システムにおける合理化の推進、不良不適格業者の排除など各種施策に取り組んでおります。その中の建設生産システムの合理化につきましては、「建設産業における生産システム合理化指針」に基づく「建設生産システム合理化推進協議会」が設置され、更に、埼玉県をはじめ16の府県におきましては、建産連を事務局として地方レベルの協議会が発足しているところでございます。また、現在、中央建設業審議会において、今後の建設業の在り方について、幅広い観点から御検討をいただいております。昨年11月にいただいた入札・契約制度の基本的在り方についての答申を始め、その検討結果を今後の建設業行政に逐次的に反映させてまいりたいと考えております。

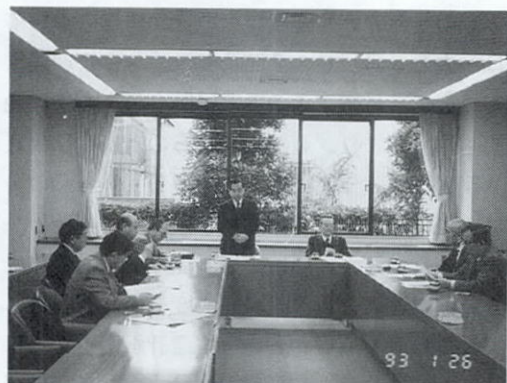
現在、建設関連団体を網羅した建産連へ大きな期待が寄せられており、埼玉県建設産業団体連合会の皆様におかれましても、引き続き一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本年が建設産業界にとりましても明るく、また、飛躍の年でありますよう念願するとともに皆様の一層の御健勝と御発展を祈念いたします。ごあいさつといたします。

平成5年1月8日

理事会・委員会報告

広報委員会



1月26日、建産連会館1館特別会議室において広報委員会を開催し、①建産連ニュース第55号発行（1月15日付）に対する報告、②同第56号発行（4月15日付）に伴う編集案の審議、③ポスター・絵画コンクール及び平成5年カレンダーの処理経過の報告等を議題にした。

まず、建産連ニュース第55号については、当初案として提示した内容で一部変更のあった事情を説明し了承を求めたあと、同第56号の編集案を提示、主たる掲載事項の説明を行ったうえ、意見を求めた。

「さいたま新都心」の整備状況並びに計画内容記事を加えてはという意見もあったが、新聞報道との重複のきらいもあるという意見もあり、今後の推移をみたらうえこの選択は事務局に一任するとしたほか、原案をもって作業を進めることが了承された。

なお、事務局より建産連ニュースの表紙装丁についての意見を求めた。特に掲載写真については、会員団体でふさわしいものの提供を受けてはという意見もあり、今後検討していくこととして了承、次回本委員会の開催日を4月21日とすることを決めて散会した。

管理運営委員会



2月23日、建産連会館1階特別会議室において管理運営委員会を開催し、建産連会館建設資金の償還及び入居保証金の取扱いについて協議を行った。

このことは、当建産連が昭和55年建産連会館の建設に際しその一部資金を金融機関（あさひ・旧埼玉、武蔵野、大和の3行）から融資を受けたが、その後逐年返済し、平成5年で完済の見通しにあることから、今後同会館入居15団体から受けている「建設資金」の返済に当たるべきものとして、その返済方法について諮ったものである。

これについて事務局よりこの間の事情を説明したうえ、返済方法についての試案としてA案及びB案を提示していずれかの選択を求めた。

その結果、A案つまり拠出15団体のうち小口拠出団体（造園業協会ほか10団体）については、平成6年度に一括全額返済とする。このほかの大口拠出団体と見做される4団体（建設業協会、電業協会、東日本建設業保証㈱、宅建業協会）については、平成7年度以降6年間にわたって均等の額で償還し、最後の残額は一括返済（平成13年度）して完結する方法で協議の結果この案を適当として採択することに合意、改めて次期理事会に提案し合意を得たらうえ実施に移すこととした。

なお、4年度における会館の建物、設備等修繕を行った経過報告並びに会館の敷地、借上げ駐車場の借地料及び公租公課に対する5年度以降の支出見通しなどの説明を聴取したうえ散会した。

理 事 会



3月10日正午から建産連会館1階の特別会議室において理事会を開催し、平成5年度通常総会開催日程、平成4年度一般・特別両会計収支決算見込み、平成5年度一般・特別両会計収支予算編成方針及び建産連会館建設資金の元利償還並びに入居保証金の取扱い等を議題にした。

冒頭挨拶の斎藤会長は、ここにきて景気も底入れから脱却の気配が見えてきたこと、平成5年度国の予算が衆議院を通過したことと相俟って先行き好転への期待感が深まったとする一方、建産連として当面の課題は「時短」への対応である。そのため近く建産連としての取り組みについて協議を進めて参りたいと述べたうえ、本席の議題審議を要請した。

議事は、議題順に事務局よりの説明のもとに進めた。

まず、平成5年度当建産連の通常総会開催を6月2日当会館センター2階第1会議室で行い、その後の懇親パーティーは同3階の大ホールで従前の要領にて行う旨提案し、了承を求めた。

次に平成4年度一般・特別両会計収支決算見込み（2月末日現在）、次の平成5年度一般・

特別両会計収支予算の編成方針についてそれぞれ一連の資料を提示し、事務局で説明を行った。いずれも特に質疑なく、これをもとに平成5年度予算案の編成に着手するとして了承された。

次の建産連会館建設資金の元利償還については、去る5月11日の会館及びセンター管理運営委員会にて付議了承を得た了解事項をもとに説明した。つまり、金融機関からの借入金は平成5年度をもって完済する。会員15団体からの分については、平成6年度に小口拋出11団体分を先行一括返済、大口拋出4団体の分は一部平成6年度に返済、以後平成13年度を償還期限として分割返済していくという償還計画案をもとに実施していくことが了承された。また、会員団体入居保証金の取扱いについては、今後協議の上決めることとし合意された。

以上の議案審議終了のあと、斎藤会長は、目前に迫った法定労働時間（週44時間）に対応するため、予て当建産連申し合わせの4週6休制の現場閉鎖を含む完全実施が当面の課題であるとして各団体とともに今後協議に入りたいとして協力要請を行ったうえ、全国建設業協会が推進する「時短対策WG」の座長でもある島村副会長に対し、中央における基本的考えについて説明を求めた。

島村副会長は、中央の動向を述べたあと「この4月1日から法定労働時間（週44時間）が法律のもとに施行されることで全産業が取り組んでいる。このことは建設業といえども避けて通れないという認識で対応策を協議してきたが、その結果、少なくとも4週6休制（週46時間）の完全実施に努力するということが結論」と中央での動きを述べ、各団体はもとより各企業の体制立ての必要性が強調された。

最後に、事務局より去る1月8日の賀詞交換会収支精算報告並びに今後の日程（次の理事会5月11日開催）等を述べ散会した。

告知板

県庁組織改正

本庁で3課室減、出先5所の増

県は、4月1日付けで組織及び定数の改正を行った。今回の組織・定数の改正は、「簡素で効率的な組織の整備」と「適正な定数配置」を基本とした上で、行政の総合的な見直しを行ったとしている。

そのうち、組織の改正（知事部局）では、廃止又は再編により本庁で2課室の減少、出先機関で5所の増加となる。

新設は「理事（職制）」「政策企画室（同）」など8組織である。

理事は、知事直轄で報道に関する調整や各種情報の収集を担当する。政策企画監は企画財政部に属し、企画部門を統率する。このほか衛生部に「健康増進課」を新設、県民の健康増進に係る諸施策を推進する。

出先機関では、県民部に本年8月開設予定の平和資料館の開設準備に当たる「平和資料館開設準備事務所」、衛生部に食肉検査業務の増大に対処するため「熊谷食肉衛生検査センター」を、また平成6年度開設予定の循環器病センターの開設準備に当たる「循環器病センター準備事務所」をそれぞれ開設。

労働部に女性専門の職業訓練校として「女性職業能力開発センター」、土木部に国道140号皆野寄居バイパスの建設に当たる「皆野寄居バイパス建設事務所」を新設する。

このほか、企画財政部の地域整備推進課とユース・アンド・アイプラン推進室を統合した「地域政策推進課」として再編成、地方課及び地方県民センターは、市町村重視の観点からそれぞれ「市町村課」「県民センター」に、また、地域の国際化を推進する施策の展開に合わせ国際交流課を「国際課」にするなど7組織の名称を改

めた。

政策審議室は、機能を企画財政部に一元化で廃止、また、県民部の平和資料館、衛生部の循環器センターの各準備室は廃止となった。

国家試験に直結するものと誤認しやすい民間団体の実施する講習等について

－建設省－

標記に関し、建設省はこれまで関係団体等を通じ指導を要請してきているが、依然として国家資格の名称を表示し、これに直接関係するものと誤認させる内容で講習会等の受講の勧誘を行い、これを主催する民間団体と申込みをした者との間で諸々のトラブルを起こしている例が見られることにより、このほど同省は再度注意を喚起している。

トラブルの跡を絶たない原因は、勧誘者が国、地方公共団体等の名称を使用し、電話、ダイレクトメール等により申込みの期限が迫っているとの印象を与えるなど、巧みな方法で相手を信用させている点、及び勧誘を受けた者が国家資格についての知識が十分でないため安易に申込みをする点にあると思われる。

また、建設業法の改正により、国家資格が一層重要となっていることもあり、悪質な勧誘の増加が予想される。

これらの問題が繰り返し発生することを防ぐことにも、新たな問題の発生を未然に防ぐためにもその知識を十分理解することであり、そのためにも指導の徹底を求めている。

参考に建設業法並びに建築士法等に基づく国家資格に関する一覧表を掲げてみた。(W)

建設業法に基づく国家資格

検定種目	級別	試験区分	平成5年度受験受付期間(予定)	試験実施機関	
建設機械施工	1級	学科	H.5年 4/11～4/15	社団法人 日本建設機械化協会 東京都港区虎ノ門3-20-5 クレイン虎ノ門ビル TEL 03-3433-6141	
		実地	H.5年 7/30～8/12		
	2級	学科	H.5年 4/1～4/15		
		実地	H.5年 7/30～8/12		
土木施工管理	1級	学科	H.5年 3/18～3/31	財団法人 全国建設研修センター 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル TEL 03-3581-0138	
		実地	H.5年 8/18～8/31		
	2級	学科・実地	H.5年 3/18～3/31		
		2級土木施工管理技術研修			H.5年 3/18～3/31
建築施工管理	1級	学科	H.5年 2/12～2/26	財団法人 建設業振興基金 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目森ビル2号館内 TEL 03-5473-1581	
		実地	H.5年 7/23～8/16		
	2級	学科・実地			H.5年 7/23～8/6
		電気工事施工管理	1級		学科
実地	H.5年 7/23～8/6				
1級電気工事技術者特別研修			H.5年 10月上旬(予定)		
2級	学科・実地		H.5年 7/23～8/6		
管工事施工管理	1級	学科	H.5年 5/20～6/2	財団法人 全国建設研修センター	
		実地	H.5年 10/22～11/5		
	2級	学科・実地			H.5年 5/20～6/2
		造園施工管理	1級		学科
実地	H.5年 10/22～11/5				
2級	学科・実地		H.5年 6/1～6/15		

建築士法に基づく国家資格

試験種目	試験区分等	平成5年度受験受付期間(予定)	試験実施機関
一級建築士	学科	H.5年 5月中旬～5月下旬	財団法人 建築技術教育普及センター 東京都港区赤坂6-11-1 協栄生命赤坂ビル内 TEL 03-3505-1831
	設計製図		
二級建築士	学科	H.5年 4月中旬～4月下旬	
	設計製図		
木造建築士	学科		
	設計製図		
建築設備資格者	建築設備士試験	学科 設計製図 及び 論文	H.5年 3月中旬～4月上旬

浄化槽法に基づく国家資格

試験種目	試験等区分	平成5年度受験受付期間(予定)	試験実施機関
浄化槽設備士	浄化槽設備士試験	学科 実施	H.5年 4/11～4/16
		講義	H.5年 4/12～5/7 (6月、7月実施分)
	H.5年 7/5～7/30 (8月実施分)		
	H.5年 9/3～9/29 (10月実施分)		
浄化槽設備士認定講習会	効果評定	H.5年 10/8～11/5 (12月、H.6年1月実施分)	
			財団法人 浄化槽設備士センター 東京都千代田区麹町 4-3 麹町四丁目ビル内 TEL 03-3237-6591

古寺社探訪 (6)

常楽院 (高山不動尊)

- ・所在 飯能市大字高山346
- ・本尊 五大尊 不動明王

この寺、正式には高貴山（高幾山とも書く）常楽院と称し、通称「高山不動」として近郷近在多くの人びとの信仰を集めている。

寺の略縁起によると、今から1,300余年前中大兄皇子（後の天智天皇）と中臣鎌足（藤原氏の祖）によって討たれた蘇我氏の裔とその一党が逃がれて関東の地に落ちのび、機あらば大化の新政の転覆をと窺っていた。そこでときの朝廷では鎌足の第2子長覚坊上人、大和三輪神社の別当勝坊上人それに藤原氏家臣の岩田3兄弟に兵をつけて巡察のため関東に下向させた。一行は不動明王を道中背に負いきたが、たまたまこの地を勝地とみて一字を建立、不動明王を安置し東国平寧の根本道場としたのがこの寺の創建としている。

斉明天皇の御代に勅願寺と定め寺領3,600坪を賜っている。

養老年間（717～24）僧行基は勅を奉じこの寺に参籠、その間五大尊（不動、降三世、軍荼利、大威徳の五大明王）を感得、自ら五木をもってこの五大明王を刻みこれを安置した。

建久3年（1192）源頼朝は寺領を、また足利義政も祈願料としてそれぞれ寄進している。

天文年間（1532～54）戦国の兵火に罹って四尊を焼失したが、軍荼利明王像のみが難を免れた（現在し国の重文に指定されている）。

その後20年間をかけて天正18年（1590）に現在地に再建している。しかるに文化13年（1830）



付近の民家からの出火により再建の本堂、仁王門、神楽殿、本坊等一山の大部分を焼失した。現在の堂宇は飯能の棟梁が指揮して弘化2年（1845）に再建、中心の不動堂は10間四面、高さ77尺、屋根坪380坪、特に内部の天井張がないため梁の豪快さが目に見えてその構成は木造建築の圧巻である。

この寺は、創建以来再三の火災にあったが、上述の軍荼利明王像（重文）をはじめ五大尊、薬師如来、阿弥陀三尊等数々の文化財（県指定等）を持つほか、境内の大銀杏は樹齢800年と推定され県の天然記念物となっている。

寺の行事である4月15日の「柴燈護摩供」（火渡り式）は有名、この火渡りは「転禍為福」「除災招福」の功德をもたらすとして賑わう。

交通・西武秩父線吾野駅又は西吾野駅から歩途約1時間。



西光院と五社神社

- ・所在 南埼玉郡宮代町大字東410
- ・本尊 阿弥陀三尊（弥陀、観音、勢至）

西光院は、真言宗智山派に属し、往時は隣接の五社神社の別当寺として栄えた古刹。

寺に遺る「西光院殿宇再建立勸化状」によると、この寺の開創は天平11年（739）各地を巡錫の僧行基がこの寺に逗留のある夜、夢に熊野三所、山王、白山のお告げにより堂塔の建立にかかり、3年の歳月を経た天平13年秋に阿弥陀大堂をはじめ諸堂、神殿を造立、行基自ら阿弥陀如来、観世菩薩、勢至菩薩、不動明王、毘沙門天の各像を彫刻し奉祀したと誌されている。

熊野三所、山王、白山とは、阿弥陀三尊と不動明王、毘沙門天の本地垂迹で、現在の五社神社の祭神であるとも記されている。

中世、岩槻城主太田氏の祈願所として帰依を受け、江戸時代徳川家康がこの寺の日誉上人に帰依、寺領50石を寄進している。

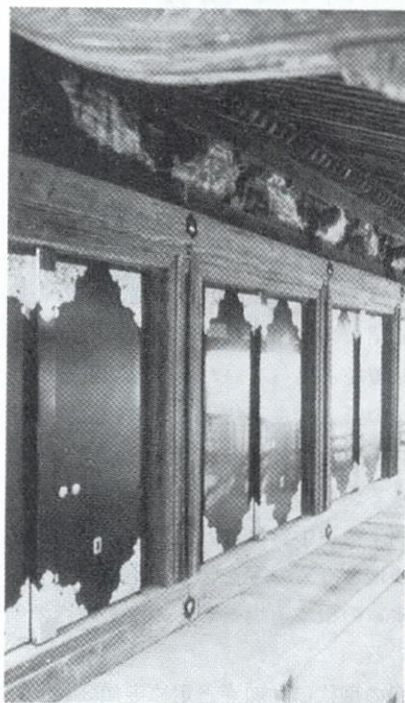
寛政5年（1793）春の大火により堂塔ごとく焼失したが、本尊仏の阿弥陀三尊は難を免れ、現在国の重要文化財として東京国立博物館に出陳保存されている。

昭和28年12月、出火により全焼したが、その後再建され、境内地1万㎡に本堂、客殿、書院、庫裡等が立派に構築されている。

五社神社（県指定文化財）

五社神社は、前述のとおり祭神は熊野三社を中心に山王、白山が祀られ、往時の別当寺西光院の向い側の高台にある。社伝の細しくは西光院の焼失により史料等が滅失し定かでないが、昭和49年の解体修理の際、本殿の建築年代はおおよそ17世紀とみなされ、元禄8年（1695）の再建ということが分った。

この神社の形式は、紀州熊野三社の一つ、那智神社が5殿からなっているのを模したものと考えられ、熊野修験信仰との関連が窺える。



建物は、五社の名が示すとおり内部が5室に分かれ、熊野三所と日吉山王、白山の5神を祀り、様式は柱間は5間、向拝を付した流造りとなっている。正面の両妻側には勾欄付きの浜縁をめぐらし、中央に7段の階段がある。

この形式構造は本県内の他になく、しかも平斗の組物、妻飾の冢杖首など細部の様式は簡素で、いかにも古式を豊かに留めており、珍しい建築様式として注目されている。

交通・東武伊勢崎線姫宮駅下車西へ約600m。

建産連だより

— 会員団体の動静 —

「簡易財務診断」

平成5年度も無料実施！

東日本建設業保証(株)埼玉支店

財建設業振興基金では、平成2年度から建設省の構造改善プログラムに基づく「コンピュータによる簡易財務診断」を、4年目の今年度も「受診料無料」で実施しております。保証会社では、当事業に支援・協力し申込受付の窓口となっております。

この「財務診断」は、過去3年間の決算書をコンピュータに入力、財務比率を同業他社の平均値と比較して、収益性、安定性、成長性等をグラフや表で分りやすく現わし、企業の経営改善に役立てることを目的としています。昨年度は全国で8,500余の企業が受診、埼玉県内でも182社にのぼりました。

対象業種は、①土木・建築②土木③建築④電気⑤管⑥塗装の六業種となっております。

受付期間は12月いっぱいとなっておりますが、昨年受診された方はもちろん、まだ一度も受診されていない方、是非ご利用をお待ちしております。

<問合先>

東日本建設業保証(株)埼玉支店

「簡易財務診断係」Tel 048-861-8885

平成5年度 造園施工管理検定について

(社)埼玉県造園業協会

造園施工管理検定実施日程が5月18日下記のとおり発表になりました。受験料、受験資格等の変更はなく平成4年度と同様です。

申込締切は6月15日、期日を間違なく受験手続きの準備をして下さい。

受付申込 平成5年6月1日(火)から

平成5年6月15日(火)まで

造園施工管理検定実施日程

項目	一 級		二 級	
	試験	学科	9月5日(日)	学科
	実地	12月5日(日)	実地	
合格発表	学科	10月22日(金)	学科	11月26日(金)
	実地	6年2月15日(火)	実地	
受験料	学科	12,300	学科	12,300 (実地のみ)
	実地	12,300	実地	6,150

組合員の各位にお願い

埼玉県電気工事工業組合

平成5年7月から開始される第一種電気工事士の定期講習の受講案内、技術情報誌等を確実にお届けするため、住所、勤務先等が変わりましたら届出をして下さい。

- 届出先 財電気工事技術講習センター
- 〒105 東京都港区新橋4-24-8
- 電話 03-3435-0897(代)
- FAX 03-3435-0828

「質の向上をめざして」

埼玉県建設大工工事業協会

建設業界は、各企業の設備投資の手びかえと、一般の不況の影響で昨年来、仕事量の減少と、競争の激化により、元請の無理な受注、そのしわよせが我が型枠業界にもろにふりかかり、極めてきびしい状況に置かれて居ります。この様な時こそ、原点に立ち、過去を振り返り、各々が自分の身辺を見直し、各々の人間関係を重視し、働きやすい職場環境を作り、成人の質の向上、人間性の向上を強力に指導、教育することを願ひ、型枠施工大工業全体の向上に努力したいと考えます。

当協会では、今年もまた県下唯一である型枠施工技能士1、2級の技能検定のための講習会を開き埼玉県のみならず近県からの受講者も多く、協会員が一丸となり休日を返上して合格に向け努力を続けました。

(写真は講習会の模様)



住宅防火講習会開催について

(財)埼玉県建築住宅安全協会

前号でお知らせした『住宅防火講習会』は、予想をはるかに上回る290余名の申込みを頂いて、県・建築指導課と共催で、去る2月3日に開催しました(当日出席者数234名)。

講習会は、まず主催者を代表して北村・埼玉県建築指導課長と安藤・本会理事長が開催挨拶をした後、田島・同課防災指導係長が「住宅火災の現状と高齢化社会について」、続いて関根・同係技師が「住宅防火設計の考え方について」講義を行いました。小休憩を挟んで防災ビデオ『うっかり町は大騒ぎ』を上映した後、本会から「建築物等の適確な維持管理と定期報告制度について」説明をしました。

今回は、建築士の方を主な対象に開催しましたが、今後も、この講習会を引続き開催し、住宅防火の意識高揚に努めていく予定です。

なお、当日の資料が若干事務局に残っていますので、ご希望の方は、ご連絡下されば郵送いたします。

「独禁法」講習会開く

埼玉県環境安全施設協会

当協会は、1月19日午後2時から上尾市福祉会館小ホールにおいて、講師に公正取引委員会事務局より葛西文二団体指導係長を招請し、「事業者団体の活動と独占禁止法について」をテーマに2時間余にわたり講義を受けた。

講義の内容は、

1. 独占禁止法の概要
2. 公正取引委員会の最近の活動状況
3. 事業者団体と独占禁止法
4. 最近の独占法違反事件

の説明を受け、最後に質疑応答で閉会した。

2時間余りにわたった講義では、参加した

100余名の会員が真剣な眼差しで講師の講義を受けていた。

独占禁止法の遵守については、常日頃から協会としても会員に周知徹底に努めているが、違反行為の再発防止のため、社会的信頼を損なわないよう今後とも法律の遵守に努めるよう参加者全員が気持ちを新たにしました。

組合平成5年度事業について

埼玉県内装仕上工事業協同組合

都市の顔として、内装ほど高度な空間を創り上げていく上で創意と工夫、そして技術が必要とされるものはない。内装は床面、壁面、天井面によって構成される室内空間を担当する我々専門工事業者の任務は、今までのように空間を作るだけでなく、部屋の遮音、吸音、防露等の性能や機能性の付加が求められており、これらの要望は、ビルのインテリジェント化の進展に伴ってさらに高度になって多種多様で有り、より複雑化される技術革新に対応すべく、当組合では常に先駆者たらんと豊富な専門知識と、確かな技術、技能士の養成に力を注いで参ります。

又当組合では、

- 1) 業界のPR用パンフレット作成。
- 2) 埼玉、群馬、栃木3県による内装工事業者の構造改善シンポジュームの開催。
- 3) 15回目を向かえる技能検定実施。

以上を、本年の主目標として組員一同全力投球で頑張っていく所存で有ります。

平成5年新年賀詞交換会開催

(社)情報通信設備協会埼玉県支部

当県支部は、1月27日大宮市内ラフォーレ清水園において、恒例の新年賀詞交換会を開催しました。

この賀詞交換会に先立って、会員懇談会があり、協会本部ならびに関東地方本部の現況について説明があった。その中で、横田県支部長(兼関東組織委員長)は、郵政省の指導により、昨年12月末に、公正かつ有効な競争の下で、通信機器の利用者の利便の向上と市場の健全な発展を図るため当協会とNTTとの間に、通信機器の販売にかかる意見交換を行うことを目的として「連絡会」が設置されたこと等について述べた。

また、賀詞交換会には、NTT埼玉本部ならびに会員多数の出席があり、盛會裡に終了した。

主な出席者は次の通り(順不同敬称略)

栗原武夫(NTT浦和通信機器営業支店長)、今野理彦(沖電気工業㈱関東支社課長代理)、黒沢重治(㈱富士通関東支社課長)、大掛幸雄(第二電々㈱関東支店長)、金沢和正(日本テレコム㈱大宮営業所長)、林秀典(日本高速通信㈱北関東営業所長)。

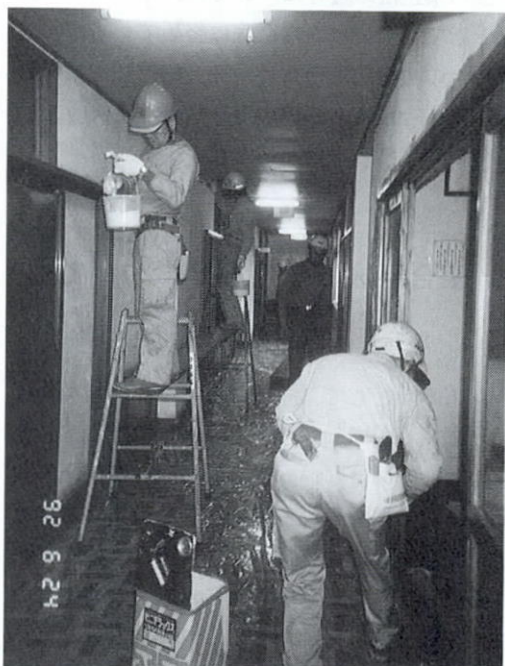


会員でボランティア活動を

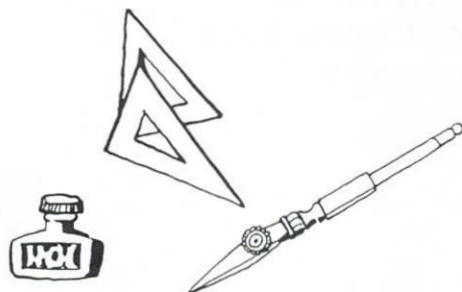
(社)日本塗装工業会埼玉県支部

埼玉県支部では本部でおこなう行事であります若年塗装工の入職促進と定着化、また雇用の安定を期するため若年塗装工の海外研修に参加し、単なる人手不足解消の手段とするだけではなく、私達塗装業界に働く若い人たちに夢と希望を与え企業及び業界の向上を図って参加しております。

又、地域社会への還元として社会奉仕（ボランティア工事）を県と話し合いをし、物件を検討して実施することにより県民各般に我々の業界に対する認識と理解を広めたいと思います。



ボランティア作業風景



連合会日誌

- 1月8日 **平成5年新年賀詞交換会**
建産連加盟30団体合同の新年賀詞交換会を埼玉建産連会館センター3階大ホールにおいて開催、盛大に賀詞の交換を行った
出席者数415名
- 1月11日 新年賀挨拶、建設省ほか 斎藤会長
- 1月20日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議、理事・評議員合同会議
於 東京ステーションホテル 正副会長等出席
- 1月22日 建設業経営講習会
「建設業の陥りやすい違法行為・実務法律知識」
(社)埼玉県建設業協会、東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催 後援 埼玉県
於 埼玉建産連会館センター3階大ホール 受講者129名
講師 (有)エヌ・エイ・システム 代表取締役 長門 昇氏
- 1月26日 **広報委員会**
建産連ニュース第55号の発行、第56号の編纂、平成5年度カレンダーの処理経過について
- 1月29日 建設生産システム合理化推進協議会第1回専門委員会
建設生産システム合理化推進協議会の審議経過、労働時間短縮及び契約締結適正化等について協議
- 2月8日 (社)全国建設産業団体連合会広報委員会幹事会
於 (財)建設業振興基金会議室 金井常務理事出席
- 2月12日 **事務局長会議**
建産連会館建設資金償還計画等について打合わせ
- 2月18日 勤労者福祉施設事業担当者会議に須賀所長出席
- 2月19日 島根県建産連設立総会に斎藤会長出席
- 20日 ”
- 2月23日 **管理運営委員会**
建産連会館建設資金の元利償還並びに入居保証金の取扱いについて協議
- 3月3日 建設産業の4週6休体制推進全国会議
於 経団連会館 金井常務理事出席
- 3月9日 建設業経営講習会
「土地取得から建設にいたるまでの法令制限」
(社)埼玉県建設業協会、東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催 後援 埼玉県
於 埼玉建産連会館センター3階大ホール 受講者84名
講師 (株)経営総合コンサルタント協会 取締役 岩船弘吉氏
- 3月10日 **正副会長会議**
正副会長において理事会付議議案について事前協議
理 事 会

平成5年度通常総会日程、平成4年度一般・特別両会計収支決算見込み、平成5年度一般・特別両会計予算編成の方針について、建産連会館建設資金の元利償還並びに入居保証金の取扱い、新年賀詞交換会経費精算、当面の実施事業等について協議

- 3月16日 建設生産システム合理化推進協議会第2回専門委員会
労働時間短縮及び契約締結適正化について協議
- 3月19日 (社)全国建設産業団体連合会総務・構造改善対策委員会合同会議
於 (財)建設業振興基金会議室 斎藤会長、金井常務理事出席
- 3月25日 第8回クリーン・リサイクル埼玉県民会議
於 平安閣 金井常務理事出席
- 4月12日 建設生産システム合理化推進協議会第3回専門委員会
労働時間短縮及び契約締結適正化について協議
- 4月14日 見学会
研修指導・経営合理化委員会事業の一環として所沢航空発祥記念館、下水焼却灰レンガ製造センターの見学を行った



社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

（平成4年11月1日現在）

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 岡村 喜一	〃	〃	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 松本 孔志	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株) 埼玉支店	支店長 長谷川忠欣	〃	〃	048(861)8885
埼玉県鉄構業協同組合	理事長 渡辺 健市	〃	〃	048(866)1775
埼玉県電気工事工業組合	理事長 大曾根正男	大宮市宮原町 1-39	330	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 今泉 康次	与野市下落合 4-14-11	338	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 山田 光起	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4381
埼玉県建設大工工業業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 坂本 勤	〃	〃	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀徳太郎	〃	〃	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	〃	〃	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 柿沼 國治	〃	〃	048(866)1773
(社)埼玉県宅地建物取引業協会	会長 星野 謹吾	〃	〃	048(866)4061
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 清水 茂三	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銹二	上尾市本町 1-5-20	362	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 松野 俊弘	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町 2-88	360	0485(22)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋 2-402	331	048(644)7417
埼玉県環境安全施設協会	会長 深井 進	浦和市宿 285-2	336	048(855)2163
(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(865)0391
埼玉県内装仕上工業業協同組合	理事長 石田 信向	川越市今成町 492-2	350	0492(45)1771
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 松江 果	浦和市鹿手袋 4-1-7	336	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	〃	〃	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町 1-4-4	330	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 田貝 博	浦和市別所 3-32-1	336	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 田中 瑞穂	浦和市南浦和 3-17-5	〃	048(882)7993
埼玉県設備設計協会	会長 金子 正喜	浦和市高砂 3-10-4	〃	048(864)1429

建産連ニュース 第56号

平成5年4月15日発行

発行
社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
企画・編集 広報委員会

〒336 浦和市鹿手袋4丁目1番7号

電話 048-866-4301

印刷

東京都北区東田端2-4-4

株式会社 みづほ

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月